

社団法人国際厚生事業団役員候補者の公募について

社団法人国際厚生事業団役員候補者を公募しますので、お知らせいたします。

1 公募を実施する法人

特例民法法人 社団法人国際厚生事業団

2 公募をする役員候補者の役職

理事 〔専務理事（常勤）〕 1名

3 就任予定日

平成 23 年 4 月 1 日

4 職務内容

専務理事（常勤）の職務内容の詳細、待遇等は職務内容書をご覧ください。

5 選考方法

- (1) 職務内容書において求める資格経験等を踏まえ、公募ポストの役員としての適格性を有しているかどうかを総合的に判断します。

なお、東京において面接を行う場合もあります。

- (2) 役員（国家公務員出身者を除く）の合議により、専務理事の候補者として選考されます。

その後理事会及び総会の議決により、理事として選任され、さらに理事会の互選により専務理事として選任される予定です。

- (3) 選考の過程に関する質問については、一切お答えできません。

6 応募方法

(1) 公募期間

平成 23 年 1 月 11 日（火）～平成 23 年 2 月 10 日（木）

(2) 応募資格経験等

職務内容書をご覧ください。

(3) 応募書類

次の①及び②の書類を提出して下さい。（郵送の場合は、「簡易書留」によりお願いします。）

なお、提出された書類については、返却しません。

① 履歴書

- ・ 氏名を自署のうえ、押印のこと。
- ・ 3 ヶ月以内に撮影した上半身正面の写真（縦 4cm×横 3cm）を貼付のこと。
- ・ 学歴は、義務教育終了時から年代順に記入のこと。
- ・ 職歴は、会社（又は法人）名、職務内容、職責等を記入のこと。
- ・ 業績については、国際的な知識、経験に関連する事項についての主要な業績があれば記入のこと。
- ・ 取得している国家資格等があれば記入のこと。
- ・ 連絡用の電話番号、携帯電話及び E メールアドレスを記入のこと。

② 自己アピール文書（A4 版 2,000 字程度）

- ・ 応募の理由のほか、公募ポストの職務内容及び必要な資格経験等を踏まえ、自らがこのポストに適任であること、当事業団の職務に関した提言、抱負等をまとめること。

(4) 応募書類の提出先

〒162-0067 東京都新宿区富久町 16-5 新宿高砂ビル 10 階

社団法人 国際厚生事業団 総務部

(5) 応募期限

平成 23 年 2 月 10 日（木）必着

職 務 内 容 書

特例民法法人 社団法人国際厚生事業団 専務理事（常勤）

専務理事（常勤）は、理事会の構成員として、当事業団の業務の運営に関する重要事項を議決するとともに、理事長を補佐し、業務を執行する職務を担う。

当事業団は、海外の福祉協力等に貢献することを目的として、開発途上国の行政官等を対象にした研修、諸外国の調査、国際会議、外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ等の重要な事業を実施している。

このことから、その業務執行の中心的役割を担う専務理事（常勤）としては、法人業務と法人経営に関する適格な判断を行なえ、実行できる人材を求めている。

I 法人名

特例民法法人 社団法人国際厚生事業団

II 法人の業務概要

当事業団は、海外の福祉協力、海外との情報交換、海外広報活動等を通じ国際的相互依存時代の福祉の発展に貢献することを目的とした諸事業を行う。

（主な業務内容）

- 1 開発途上国の行政官等を対象にした研修事業等
- 2 諸外国の保健・福祉に関する調査・プロジェクト
- 3 保健医療・社会福祉分野等の国際会議の開催
- 4 外国人看護師・介護福祉士候補者受入れ事業
- 5 日本の保健・福祉に関する海外向け広報、海外保健・福祉情報の収集

Ⅲ 任期

平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

Ⅳ 職務内容

理事長を補佐し、事業団の業務を総括する。

理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

Ⅴ 必要な資格・経験等

- 1 今後の公益法人改革の方向性に従い、当事業団の経営・運営改革に積極的に取り組む意欲を有しているとともに、法人の経営、会計、人事・労務管理に関する十分な知識・経験を有していること。
- 2 民間企業、国等において、管理職等としてマネジメントを行なった経験を有し、かつ、リーダーシップを発揮してきた経験を有し、十分なマネジメント能力を有していることが認められること。
- 3 英語能力及び国際的な知識・経験を有するほか、福祉、保健、職業紹介等の分野に関し、知識・経験を有し、事業団全体の発展に向けた総合的、効率的かつ適確な運営の企画力、実行力に卓越していること。
- 4 中立性、公平性を担保して業務を遂行できるような高い倫理観を有していること。
- 5 円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。

Ⅵ 勤務条件

- 1 勤務形態：常勤
- 2 勤務地：社団法人国際厚生事業団内
東京都新宿区富久町 16— 5 新宿高砂ビル 10 階
- 3 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし。
(参考) 職員勤務時間：9 時 30 分～18 時 00 分
- 4 給与：役員報酬規程による。(平成 22 年度 年額約 1,200 万円)
- 5 その他：事業団の規程等に定めるところによる。